

令和2年12月21日

組 合 員 各 位

## 年末年始休業のお知らせ

協同組合栃木県中小企業振興会

平素は当組合の運営に多大なるご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、誠に勝手ながら、年末年始の休業に関するご案内を申し上げます。

当組合では、令和2年12月29日（火）から令和3年1月3日（日）までの6日間、年末年始休業とさせていただきます。

つきましては、休業期間中のカードの紛失・盗難が発生した場合には、下記の手続きをお願いします。なお、11月分の利用料の引き落としは年始1月4日（月）、また、休業期間中にお振込いただいた利用料も、1月4日の確認となります。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

### 1. ETCコーポレートカードの紛失・盗難の届出

裏面「ETCコーポレートカード紛失届（休日・夜間専用）」に必要事項を記入のうえ、東日本高速道路(株)へ直接FAX（048-631-0102）送信願います。また、同じものを当組合へFAX（028-635-2065）願います。

### 2. UC ETCカードの紛失・盗難の届出

UCカードカードインフォメーションセンター（電話 03-6688-7669）【24時間年中無休】へ「UC ETCカード紛失等届」に記載された事項を電話連絡してください。また、当組合へ「UC ETCカード紛失等届」をFAX（028-635-2065）願います。

# お 知 ら せ

## (休日・夜間のカード紛失)

ETCコーポレートカードの紛失・盗難の取扱いは、原則として弊社の営業時間内に紛失届を提出いただいておりますが、営業時間外（休日または夜間）に紛失や盗難などが発生した場合、専用紛失届（裏面）に必要事項を記入のうえ、下記のFAX番号まで送信いただきますようお願いいたします。届出いただいたものは、その翌日以降NEXCOが管理する道路で他人により利用された場合は、料金の請求はいたしません。

また、FAXで届出をされる際には以下の点にご注意下さい。

### 《注意事項》

1. FAXで届出いただいたものは、翌営業日の午前中に弊社からお客様（届出者が事業協同組合の組合員の場合は、組合事務局）へ確認の連絡をいたします。弊社からの連絡がない場合は、FAXが届いていない可能性もありますので、再度、弊社への連絡をお願いします。また、FAXが届いていない場合には緊急の処理は行いませんので、ご了承ください。
2. FAXで届出をされた場合でも、別途、必ず弊社への紛失届（正）の提出をお願いします。紛失届（正）の提出がないときは、FAXでの届出を無効とさせていただきます。
3. 事業協同組合の場合は、原則として組合事務局からの届出としますが、やむなく組合員からの届出となった場合においても、別途提出していただく紛失届（正）は必ず組合事務局からの提出をお願いします。（組合事務局と組合員の間で連絡及び調整をいただきますようお願いいたします。）
4. 紛失届（休日・夜間）の記載内容は、重要な個人情報です。FAX番号を確認のうえ、送信いただくようお願いいたします。

FAX番号 048-631-0102

# ETCコーポレートカード紛失届 (休日・夜間専用)

東日本高速道路株式会社  
関東支社長 殿

FAX番号：048-631-0102  
重要な個人情報です。番号間違いにご注意ください。

① 届出年月日	令和      年      月      日																
② 紛失したETCコーポレートカードの番号(16桁)	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td><td style="width: 20px; text-align: center;">1</td><td style="width: 20px; text-align: center;">1</td><td style="width: 20px; text-align: center;">3</td><td style="width: 20px; text-align: center;">9</td><td style="width: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td><td style="width: 20px; text-align: center;">1</td><td style="width: 20px; text-align: center;">2</td><td style="width: 20px; text-align: center;">8</td> <td style="width: 20px; text-align: center;"> </td><td style="width: 20px; text-align: center;"> </td><td style="width: 20px; text-align: center;"> </td><td style="width: 20px; text-align: center;"> </td><td style="width: 20px; text-align: center;"> </td><td style="width: 20px; text-align: center;"> </td> </tr> </table>	1	1	1	3	9	4	0	1	2	8						
1	1	1	3	9	4	0	1	2	8								
③ おところ ④ お名前 <small>注) お客様のご契約者名を記入して下さい</small>	宇都宮市中央3丁目1番4号 協同組合栃木県中小企業振興会 理事長 齋藤 高蔵 TEL 028(635)2065																
⑤ 紛失年月日	令和      年      月      日																
⑥ 理由 ⑦ 状況 <small>注) 状況はなるべく詳しく記入して下さい</small>	紛失      盗難      滅失 (      )      ※該当に○ ※状況																
⑧ 組合紛失された役員	おところ お名前 TEL (      )																
届出者	お名前 ご連絡先 TEL (      )																

(注) ⑧…事業協同組合である場合のみ記入して下さい。  
※届出をされた方のご連絡先を記入願います。

《注意事項》

1. FAXで届出いただいたものは、翌営業日の午前中に弊社からお客様(届出者が事業協同組合の組合員様の場合は、組合事務局様)へ確認の連絡をいたします。弊社からの連絡がない場合は、FAXが届いていない可能性もありますので、改めて弊社への連絡をお願いいたします。また、FAXが届いていない場合には緊急の処理は行えませんので、ご了承ください。
2. FAXで届出をされた場合でも、別途、必ず弊社への紛失届(正)(利用約款別記様式8)の提出をいただきますようお願いいたします。紛失届(正)のご提出がないときは、FAXでの届出を無効とさせていただきます。
3. 事業協同組合であるお客様の場合は、原則として組合事務局様からのFAXによる届出といたしますが、やむなく個々の組合員様からの届出となった場合においても、別途、必ず組合事務局様から紛失届(正)の提出をいただきますようお願いいたします。(組合事務局様と組合員様の間で連絡及び調整をいただきますようお願いいたします。)